

防衛医科大学校達第5号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第10条第2項の規定に基づき、
成績評定、進級及び卒業等に関する達を次のように定める。

昭和50年5月20日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

医学科学生の成績評定、進級及び卒業等に関する達

改正 昭和52年 1月 7日達第 1号 平成元年 5月29日達第 4号 平成19年 3月28日達第 4号
昭和52年 3月 9日達第 5号 平成 3年 2月 5日達第 1号 平成19年 3月28日達第 5号
昭和52年 4月18日達第10号 平成 5年 4月 1日達第 4号 平成19年 3月30日達第 7号
昭和52年12月23日達第21号 平成 5年 4月 9日達第 5号 平成28年 4月 1日達第11号
昭和53年12月27日達第12号 平成 7年 3月31日達第 1号 令和 3年 3月31日達第 2号
昭和55年11月10日達第 6号 平成 8年10月 1日達第10号 令和 5年 6月30日達第 3号
昭和56年 4月 3日達第 1号 平成 9年 7月 1日達第10号
昭和58年11月 1日達第 6号 平成10年11月 6日達第 7号
昭和59年 8月 7日達第 4号 平成15年 3月31日達第 2号
昭和62年 6月20日達第 7号 平成18年 5月25日達第 4号

（目的）

第1条 この達は、医学教育部医学科学生（以下「学生」という。）の成績評定、進級及び卒業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（成績評定）

第2条 成績の評定は、医学科及び看護学科の授業、試験及び表簿等に関する達（昭和50年防衛医科大学校達第2号）第5条第1項に規定する試験（以下「試験」という。）の結果及び日常の修学状況を総合して行う。

（評定者）

第3条 評定者は、進学課程の授業科目にあつては各授業科目の担当教官、専門課程の授業科目にあつては学校長が各授業科目ごとに指名する担当教官、訓練科目にあつては学生部主任訓練教官とする。

2 専門課程の評定者は、担当する授業科目の各教官と協議の上、評定を行う。

（評語）

第4条 評定の結果は、上位からそれぞれA、B、C及びDの4種類の評語によってあ
らわす。ただし、卒業試験にあつては、可否によってあらわす。

（評定の提出及び通知）

第5条 各評定者は、授業科目にあつては試験（臨時試験を除く。）終了後の定められた
期間内に、訓練科目にあつては学年度末の定められた期間内に、成績表（別記様式）
に成績評定を記入し、医学教育研修センター事務長に提出する。

2 医学教育研修センター長は、学生の各学年における授業科目の成績表を学生に通知す
る。

(成績評定の方法)

第6条 授業科目の出席時間数が各科目ごとの時間数の3分の2に達しない学生については、その科目の成績は評定しない。

2 訓練科目にあつては、前項の規定に準ずるものとする。ただし、出席時間数が、年間訓練時間数の3分の2に達しない場合でも、評定者がその学生について特別の理由を認め、その学年で履修すべき全科目について相当の能力があると判定したときに限り、その学生の成績評定を行うことができる。

3 前各項の規定により成績が評定されないときは、その科目の評定はDとして取り扱う。

(単位等の修得)

第7条 評定の結果がC以上のものは、授業科目にあつてはそれぞれの科目ごとの単位を、訓練科目にあつてはその学年度において履修すべき全科目の時間を修得したものとする。

評定の結果がDのものには単位又は時間の修得を認めない。

(修業期間の延長)

第8条 授業科目及びその単位の履修方法は別表第1のとおりとし、次の各号の一に該当する者は、その学年における修業期間を延長させる。

(1) 別表第2に定められたそれぞれの学年の進級に必要な単位を修得できなかった者

(2) 別表第2に定められている※印の科目が「否」の者のうち、進級会議において前号に該当するとみなされた者

(3) その学年で履修すべきものと定められている訓練科目の全科目の総合成績がDの者

(4) 服務が良好でない者

2 修業期間を延長したときは、その学生が修業期間を延長された学年に修得した単位又は時間は、無効とする。

(進級会議等)

第9条 学生の進級又は卒業の適否を審議するため、後期定期試験終了後、進級に係る進級会議又は卒業に係る卒業会議を開催する。

2 学生部長は、服務が良好でない者に該当すると認定した者を進級会議又は卒業会議に通知する。

3 前条第1項の規定にかかわらず、進級会議が進級させることが適当であると認めたととき、又は卒業会議が卒業させることが適当であると認めたとときは、その学生を進級又は卒業させる。

なお、それぞれの適当と認める基準については別に定める。

4 進級会議又は卒業会議は、学校長、副校長、医学教育部長、教授（防衛医学研究センターの教授を除く。）及び関係教官（准教授及び講師及び助教）並びに医学教育

研修センター長、学生部長、学生部学生課長及び学生部主任訓練教官をもって構成し、学校長が進級会議又は卒業会議の議長となる。

- 5 進級会議議長又は卒業会議議長は前期定期試験終了後、学生の就学状況を確認するため会議を招集することができる。

(再試験)

第10条 進級が認められた学生のうち、授業科目の成績がDと評定された科目を有する者又は「否」と判定された科目を有する者について、評定者は当該科目の再試験を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前期定期試験、後期定期試験及び追試験の結果当該授業科目の成績がDと評定された科目を有する者又は「否」と判定された科目を有する者については、評定者は、進級の決定をまつことなく、当該科目の再試験を行うことができる。

(卒業に必要な単位等)

第11条 卒業に必要な授業科目の単位は、防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第10条第3項の定めるところによる。

- 2 第6学年の課程を終了しても、卒業に必要な単位又は時間を修得できなかった学生に、卒業を延期させる。
- 3 前項に規定により卒業を延期された学生は、第6学年にとどめ、その学生の前年度に修得した単位又は時間は無効とする。

附 則

この達は、昭和50年5月20日から施行し、昭和50年3月22日から適用する。

附 則

この達は、昭和52年1月7日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この達は、昭和52年3月9日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年12月23日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この達は、昭和53年12月27日から施行する。

附 則

この達は、昭和55年11月10日から施行する。

附 則

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則

この達は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この達は、昭和59年8月7日から施行する。
- 2 改正後の成績評定、進級及び卒業等に関する達の規定は、第9期生以後の学生に適用し、第8期生以前の学生については、なお従前の例による。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この達は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度における改正後の達別表第2の適用については、同表の規定にかかわらず、同表中「

英語	6単位	4単位		
----	-----	-----	--	--

」とあるのは「

英語	6単位	6単位	2単位	
----	-----	-----	-----	--

」とする。

附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成5年4月9日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この達は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に採用した医学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）の成績評定、進級及び卒業等については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この達は、平成18年5月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成14年度以前に採用した医学科学生（修業期間の延長により、平成15年度に第2学年に進級できなかった者を除く。）の成績評定、進級及び卒業等に関わる8条の規定については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この達は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に採用した医学科学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）の成績評定、進級及び卒業等については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この達は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行前にした試験及びその評価は、この達第1条の規定による改正後の医学科及び看護学科の授業、試験及び表簿等に関する達の規定によりした試験及びその評価とみなす。
- 3 別表第2について、平成27年度以前に採用した学生（修業期間の延長により、第2学年に進級できなかった者を除く。）については、従前の例による。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

授業科目の単位数又は時間数及び履修方法

(進学課程)

授 業 科 目		合計開設単位数
一 般 教 育 科 目	倫理学 (2)	2 単位
	人文 心理学 (1)、哲学 (2)、国語・国文学 I (2)、国語・国文学 II (2)、史学 (2)のうち ちか4科目履修	9 単位
	社 会 社会学 (2)、政治学 (2)、法学 (2)、経済学 (2)、人文地理学 (2)のうちから3 科目履修	10 単位
	総 合 教養講座 (1)、コミュニケーション技法 (1)、数理論理学 (2)、数理科学 (1)、 統合ゼミ I (1)、統合ゼミ II (1)、情報技術 (2)のうちから6科目履修	9 単位
外 国 語 科 目	英語 I (2)、英語 II (2)、実用英語 I (1)、実用英語 II (1)	6 単位
保 健 体 育 科 目	英会話 (2)、独語 (2)、仏語 (2)、中国語 (2)のうちから1科目履修	8 単位
基 礎 教 育 科 目	体育理論・体育実技 (4)	4 単位
	数学 (2)、物理学 (5)、化学 (5)、生物学 (5)	17 単位

(専門課程)

授 業 科 目	細 部 内 訳	合計開設 単 位 数
専 門 教 育 科 目		
社会医学系	衛生学、公衆衛生学、法医学、倫理学、統計学	6 単位
形態医学系	解剖学、病理学、放射線医学	12 単位
血液・造血器・リンパ系	生理学、内科学、小児科学、放射線医学	3 単位
神経系	生理学、内科学、小児科学、脳神経外科学、放射線医学	6 単位

感覚器系	生理学、皮膚科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、歯科口腔外科学、形成外科学、放射線医学	5 単位
運動器系	生理学、内科学、小児科学、整形外科科学、放射線医学、リハビリテーション医学	3 単位
循環器系	生理学、医用電子工学、内科学、小児科学、外科学、放射線医学	4 単位
呼吸器系	生理学、内科学、小児科学、外科学、放射線医学	3 単位
消化器系	生理学、内科学、小児科学、外科学、放射線医学	7 単位
腎・尿路系	生理学、内科学、小児科学、泌尿器科学、放射線医学	3 単位
精神系	心理学、精神科学、小児科学	2 単位
生殖機能系	生理学、外科学、産科婦人科学、放射線医学	3 単位
内分泌・代謝・成長発育系	生理学、内科学、小児科学、外科学、泌尿器科学、放射線医学	3 単位
感染症系	微生物学、寄生虫学、小児科学、脳神経外科学、総合臨床医学	5 単位
免疫・アレルギー・膠原病系	微生物学、寄生虫学、内科学、小児科学	4 単位
救急・総合医学系	麻酔学、救急医学、総合臨床医学	9 単位
機能医学系	生理学、生化学、薬理学、医用電子工学、分子生体制御学、臨床病理学	17 単位
防衛医学系	防衛医学	4 単位
基本的診療技能実習	内科学、精神科学、小児科学、外科学、整形外科科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、産科婦人科学、総合臨床医学、共用試験（C B T、O S	2 単位

専 門 教 育 科 目

	C E)	
内科系臨床実習	内科学、精神科学、小児科学、皮膚科学、放射線医学、リハビリテーション医学、総合臨床医学、臨床病理学	38 単位
外科系臨床実習	外科学、脳神経外科学、整形外科学、泌尿器科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、産科婦人科学、麻酔学、歯科口腔外科学、救急医学、形成外科学	34 単位

別表第2 (第8条関係)

進級に必要な単位又は時間数

課程	区分	第2学年へ	第3学年へ	第4学年へ	第5学年へ	第6学年へ	卒業に必要な 単位数	合計修得単 位数	
		の進級に必 要な単位数	の進級に必 要な単位数	の進級に必 要な単位数	の進級に必 要な単位数	の進級に必 要な単位数			
進 学 課 程	一般教育	9 単位					9 単位	5 2 単位	
		6 単位					6 単位		
		7 単位		1 単位			8 単位		
	外国語 科目	4 単位	実用英語 (I) 1 単位		実用英語 (II) 1 単位			6 単位	2 単位
		2 単位							
	保健体 育科目	※ (「合」)	※ (「合」)		4 単位			4 単位	1 7 単位
		1 7 単位							
専 門 課 程	専 門 教 育 科 目			※社会医学 系(「合」)	※社会医学 系(「合」)		社会医学系 (6 単位)	1 7 3 単位	
		※形態医学系 (「合」)	※形態医学系 (「合」)	※形態医学系 (「合」)	形態医学系 (12 単位)		形態医学系 (12 単位)		
				血液・造血 器・リンパ 系(3 単位)			血液・造血 器・リンパ 系(3 単位)		

專 門 教 育 科 目

				神經系 (6 單位)		神經系 (6 單位)		神經系 (6 單位)
				感覺器系 (5 單位)		感覺器系 (5 單位)		感覺器系 (5 單位)
				運動器系 (3 單位)		運動器系 (3 單位)		運動器系 (3 單位)
		循環器系 (4 單位)						循環器系 (4 單位)
		呼吸器系 (3 單位)						呼吸器系 (3 單位)
		消化器系 (7 單位)						消化器系 (7 單位)
				腎・尿路系 (3 單位)		腎・尿路系 (3 單位)		腎・尿路系 (3 單位)
				精神系 (2 單位)		精神系 (2 單位)		精神系 (2 單位)
		生殖機能系 (3 單位)						生殖機能系 (3 單位)
		内分泌・代 謝・成長發 育系 (3 單位)						内分泌・代 謝・成長發 育系 (3 單位)
	※感染症系 (「合」)	※感染症系 (「合」)		感染症系 (5 單位)		感染症系 (5 單位)		感染症系 (5 單位)

專 門 課 程

専 門 課 程	専 門 教 育 科 目					
	※救急・総合医学系 (「合」)		免疫・アレルギー・ 原病系 (「合」)	免疫・アレルギー・ 原病系 (4単位) ※救急・総合医学系 (「合」)		免疫・アレルギー・ 原病系 (4単位) 救急・総合医学系 (9単位) 機能医学系 (17単位) 防衛医学系 (4単位) 基本的診療 技能実習 (2単位) 内科系臨床 実習 (38単位) 外科系臨床 実習 (34単位)
	※機能医学系 (「合」)	※機能医学系 (「合」)	※機能医学系 (「合」)	救急・総合医学系 (9単位) 機能医学系 (17単位)		
	※機能医学系 (「合」)	※機能医学系 (「合」)	※防衛医学系 (「合」)	防衛医学系 (4単位)		
				基本的診療 技能実習 (2単位)		
				※内科系臨床実習 (「合」)		
				※外科系臨床実習 (「合」)		

注1 授業科目のうち2学年以上にわたり履修することになる科目のうち※印科目の進級判定は「合」又は「否」とし、単位又は時間の修得判定は当該科目の授業修了後に行うものとする。

注2 各学年で履修すべき授業科目の細部内訳については別に示す。

別記様式（第8条関係）

成 績 表

- 前期定期試験
 - 後期定期試験
 - 追 試 験
 - 再 試 験
 - 最 終 成 績
- 該当にレ印をつけてください。

学 年	第 学 年
授 業 科 目 名	
担 当 教 官 名	

医学教育研修センター事務長への提出日 年 月 日

注：得点欄には、素点を記入して下さい。

参考：A (100点～85点)、B (84点～70点)、C (69点～60点)、D (59点以下)

